

令和6年6月 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会「調査報告書」
 における再発防止に向けての提言に対する対応状況

再発防止に向けての提言（要約）	札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（令和6年4月改定）の位置づけ等
<p>■第1節 学校への提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長の責任のもと、組織的な対応が可能となる仕組みづくり、教職員間の情報の共有及び記録の作成が必要。 ・打合せを年間行事として設定し、定期的に開催すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織の責任者は校長とし、いじめの防止に係る取組は校長の監督の下で行う。 ○定例の会議を月1回開催する。 ○いじめの疑いを把握した場合は、限られた構成員でも会議を開催し情報共有する。 ○いじめ対策組織の会議録を作成する。
<ul style="list-style-type: none"> ・校種や自校を超えた対応について、学校のいじめ防止基本方針を改変し、組織的対応図に反映する。 ・警察から、調査が終わるまで待つよう要請があったが、組織的な支援体制の準備等を行うべきだった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○他校の児童生徒との間のいじめの場合は、他校と連携した取組を行う。 ●今後、各校において、学校いじめ防止基本方針に加筆、修正の確認をするよう教育委員会から通知予定。
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、教員以外の専門家も組織に加わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織の構成員については、養護教諭、SC、SSWを必須とする。
<p>■第2節 教育委員会への提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の学校ないし団体が関わっている事案においては、市教委は、主導的な立場から事案に関わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の在籍校が異なる場合は、学校が適切に対応できるよう、学校間の連携を支援する。
<ul style="list-style-type: none"> ・複数の学校・団体に跨がる事案への対応は、教育委員会内に対応チームを置くことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市教委は、SC、SSW、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。
<ul style="list-style-type: none"> ・複数の組織が関わる事案について、ある程度の類型化を図り、想定される初動対応を挙げ、事案ごとの事情に応じた対応フローを作成されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○札幌市いじめ対策連絡協議会において、学校、教育委員会、家庭、地域、関係機関が一体となって、情報交換や意見交流等を行う。 ●事案ごとの対応フローを早期に作成。
<p>■性教育の実施について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●札幌市が学校教育の基盤としている「人間尊重の教育」の中に、「性に関する学習の推進」や「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づいた「生命（いのち）の安全教育」の推進を位置付けており、発達の段階や子どもの実態に応じた指導の充実を図っていく。

令和6年4月に改定した「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の位置づけ等
 ○～方針に位置付けており、すでに対応していること。

●～方針に位置付けているが、今後、具体的に取組・検討を進めること。